

第 2 回
札幌市都心部の喫煙対策に関する検討会

議 事 録

日 時：2026年2月9日（月）午後6時開会
場 所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 札幌大通 ホール6D

1. 開 会

○古元座長 定刻となりましたので、ただいまより第2回札幌都心部の喫煙対策に関する検討会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

初めに、事務局よりお願いいたします。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 札幌市環境局事業廃棄物課長の藤本と申します。よろしくお願いたします。

まず、私からは、委員の出席状況についてご報告をさせていただきます。

本日、委員8名全員からご出席をいただけるというご連絡をいただいているのですが、国枝委員がまだご到着されていないので、恐らく遅参されるのではないかと思います。8人全員が出席の予定となっております。

続きまして、資料の確認です。

お手元にお配りしている資料は、一番上が次第、資料1が委員一覧、配席図、ホチキス留めの資料3の都心部の喫煙対策についてというカラーの資料があります。

以上の4点ですが、不足はございませんでしょうか。

続きまして、会議の公開についてですが、先日開催しました第1回のとおり同様、今回の会議も公開で開催させていただきます。また、今日の議事録につきましても、後ほどホームページで公開させていただきますので、ご承知おきください。

事務局からは以上です。

2. 議 事

○古元座長 それでは、早速、議事に入ります。

まず、事務局から資料3のご説明をお願いいたします。

○事務局（石田特定廃棄物係長） 札幌市事業廃棄物課の石田と申します。よろしくお願いたします。

お手元の資料3をご覧ください。

第2回検討会資料、札幌市都心部の喫煙対策についてご説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、1ページ目の「第1回検討会での主な意見など」についてです。

左上の番号がページ数になっておりますので、ご了解ください。

まず、第1回検討会でいただいた主な意見などの概要を記載しております。

一番上の二重線の赤色の枠が現状の課題で、第1回検討会の冒頭でご説明をさせていただいたものになります。

改めて確認させていただきますと、一つ目は、喫煙制限区域外、特に創成川公園や大通公園の西側をはじめ、区域境界のきわに路上喫煙者の数が多いこと、二つ目は、すすきの地区については喫煙制限区域に含めるよう要請がなされていること、三つ目は、現在は紙巻きたばこ、火のついたたばこのみを過料規制の対象としておりますが、条例の制定時にはなかった加熱式たばこを吸っている人も多く、状況が変わっており、煙が気になるという苦情も多く寄せられていることが課題としてございます。

下のほうには委員の皆様からいただいた意見の概要を示しております。

左側の1の喫煙制限区域の見直しについてです。

条例施行後の効果を考えると区域拡大は必要と考える、そもそも公園は健康になるために利用する場所であり、市内の公園全体への波及も期待できる、一方で、横浜市での全市公園禁煙の事例もあるが、札幌市内のおよそ2,700ある公園全部をいきなり禁煙にするのは難しい面があることも理解しているという意見がございました。そして、区域を拡大するだけでは喫煙者が区域外に移動するだけとなりますので、喫煙所の整備とセットで検討すべきという意見もありました。

喫煙所の整備について、下のほうに点線で項目を出しております。

喫煙所の整備については、条例の施行後、ルールが浸透しているという一面もあるので、吸う人への配慮としてあってもいいのではないかと、屋外で喫煙する人も多い海外と比べても札幌市は喫煙所が少ない印象である、におい・煙対策として屋根もあつたほうがよいのではないかと、区域の拡大によって喫煙者が民間ビルの喫煙所に集まってしまう状況になるのは避けたほうがよいのではないかとという意見がございました。

右側に進みまして、二つ目の喫煙規制対象（過料）への加熱式たばこの追加についていただいた意見です。

加熱式たばこは害が少ない一面もあるが、その煙が周囲に対する害がないというわけではなく、路上喫煙自体が見栄えがよくなく、周囲への配慮や不快感の観点でも規制に追加するのがよいのではないかと、一方で、一概にたばこことしての規制をすることについても違和感があるという意見がありました。

次に、3の周知啓発・取締りの方法についてのご意見です。

喫煙所がある場所の周知もあつたほうがよい、平日はビジネスマン中心、また、ここには書いていないですが、休日は観光客中心といったような選択と集中をした上での周知啓発があつてもよいのではないかと、取締りを進めるということよりも、周知啓発をすることによってルールを守ってもらうことが理想ではないかとというご意見がありました。

そのほかの意見として、宿泊税の活用の検討のほか、すすきの観光協会の意見や要望につい

て改めて聞きたいというお話がございました。

これが第1回検討会での主な意見となっております。

次のページに進ませさせていただきます。

2ページ目の「喫煙制限区域拡大に関する検討にあたり」についてです。

先ほどいただいたご意見の中で、すすきの観光協会からの意見を聞いてみたいというお話がありましたので、第1回検討会の後に事務局ですすきの観光協会の会長からお話を伺ってまいりました。

1のすすきの観光協会からの意見という部分の下に点線で囲っているのが要望書の概要となります。

一つ目は、国道36号線から南側は区域ではないため、ポイ捨てが非常に目につく、二つ目は、ココノススキノにより人流に変化があり、日中に人通りが増えた、三つ目は、今後、中島公園にMICEができることから、すすきのから中島公園にかけて喫煙制限区域に指定すべきではないかという要望をいただいております。

この要望書の内容と1回目いただいたお話を踏まえ、すすきの観光協会会長に改めて要望書の趣旨としてお話を伺ってまいりました。

すすきでの喫煙規制について、まず、すすきで過料を徴収することは、飲酒をしている状況との兼ね合いもあって現実的には難しいのではないかというお話がございました。そのため、二つ目にありますが、ここは禁煙ですと指導できるようになるだけで抑止力としての効果を期待している、路上喫煙そのものを取締るというよりは、どちらかという禁煙の区域をつくることによってポイ捨ての抑止という意味合いをつくっていきたいというお話がございました。そして、取締りよりも周知啓発に力を入れてほしいというお話もありました。

次に、喫煙所の設置についてですが、令和7年10月にすすきのゼロ番地に民間により設置された公衆向けの喫煙所により、その周辺のごみや吸い殻が減少しているという傾向があるというお話もありました。

喫煙制限区域を見直すに当たっての範囲ですが、飲食店やバーが集中するエリアを中心に設定することでも構わないということでした。

それから、その他になりますが、すすきの地区は、昨今、家族連れも増えており、安全であることが観光客にとってとても重要であり、オーバーツーリズムという話もよく聞きますが、現時点ではそこまでは感じられない、ただ一方で、今後ますます増えていくであろう海外の観光客への対応も含め、地区を整備していきたいというお話でした。

最後に、アンダーラインを引いていますが、喫煙やポイ捨てのマナー向上や雰囲気づくりを通じて客引き行為も抑制する環境を整えていきたいとのこと。これは、客引き行為等の防止に関する条例が札幌市にはありまして、その条例の規制と連携することで環境を整えていきたいというお話もありました。

次に、右側の2の札幌大通まちづくり株式会社からの意見についてです。

後ほど区域拡大の案を出させていただくのですが、そこに大通エリアが含まれておりますので、大通のエリアマネジメント団体の一つである札幌大通まちづくり株式会社の社長から要望や意見を聴取しました。

右側の表の一つ目の大通エリアでの区域拡大についてです。

まず、昨今の路上喫煙やポイ捨ての状況を考えると区域拡大については賛成、具体的な範囲については今後改めて協議をしたいと考えているが、基本的に札幌市の拡大案に協力するつもりであるとのこと。三つ目の区域の境界については、車道の両隣の歩道までを取るようにしてほしい、すぐ対面の歩道で路上喫煙をされるようでは困るという話でした。分かりづらいかと思うのですが、現状、喫煙制限区域のラインの内側の歩道までを区域としている状況です。そうすると、車道を挟んで対面側の歩道に出ていって路上喫煙をされてしまうと困るので、可能であれば車道の両側の歩道を喫煙制限区域に入れてほしいというお話がございました。

次に、大通公園についてです。

公園の区域のみの規制とした場合には、公園に接する歩道の路上喫煙者が増える懸念があるため、公園に接する歩道までは区域に含めてほしいということでした。先ほど、車道の両側の歩道までという話があったのですが、仮にそうでなかったとしても、例えば、公園のみを区域にした場合だと歩道に出ていって吸ってしまうような状況になってしまうので、公園とそれを囲む歩道を含めて区域設定してほしいというお話でした。

次に、狸小路についてですが、周知啓発では、商店街のベンチなど、活用できるものがいろいろあるということで、設置の際には事前に相談してもらえれば協力しますというお話でした。

喫煙所については、今回の区域拡大の話以前から、もう少し喫煙所があってもいいのではないかという意見を聞いていたところだということでした。

最後に、その他ですが、周知啓発広告などの場所についてはいろいろな可能性が考えられるので、今後とも何かあれば相談してほしいというお話もありました。

以上が札幌大通まちづくり株式会社からのご意見です。

このページのご意見については、両団体の会長もしくは社長からのご意見ですので、団体としての意見ではなく、あくまで代表者にご意見として現状を伺ってきた旨、ご留意いただければと思います。

次のページに進ませさせていただきます。

3ページ目の「喫煙制限区域拡大案」についてです。

左側の地図で赤色の点線で囲っているのが現状の喫煙制限区域になりまして、青色の太い点

線は、今回、喫煙制限区域の見直しをする区域になります。

凡例のところを最初に説明させていただきます。

虫眼鏡でたばこを拡大しているようなマークが大通公園の西6丁目と7丁目の間と創成川公園のところにあると思いますが、これが第1回でご説明させていただいた路上喫煙等の実態調査にて喫煙者が多かった地域をピックアップしているものです。そして、赤色のびっくりマークが四つあるかと思うのですが、そちらは喫煙に関する苦情が多い地域となります。

拡大案の区域はご覧いただいたとおりですが、大通と札幌駅かいわいにつきましては、大通公園北側は創成川通から西7丁目まで、南側も同じく創成川通から西7丁目までということで、狸小路商店街の全域と西7丁目までを含んでおります。また、創成川公園と大通公園につきましては全域を含んでおり、公園が途中で途切れるようにはなっておりません。大通公園は西12丁目の区域まで入っております。

すすきの地区は、すすきの観光協会からも要望のあったところですが、南北でいきますと中島公園駅の手前までとなっています。そして、東西は、西1丁目、創成川通から西7丁目までの範囲で区切っております。

この区域案をつくらせていただいた考え方を右側のページの枠に書いております。

一つ目ですが、苦情や調査結果による路上喫煙者やポイ捨てが多く見られるエリアを含める設計としております。例えば、北海道庁や道警の間のほか、実態調査でいくと大通公園の西側などで苦情が多かったと出ておりますので、そこを含めるような設計になっております。

二つ目ですが、観光客や家族連れが多く見られるエリアとして、すすきの地区や狸小路商店街などを含めております。

三つ目ですが、大通公園と創成川公園を全域とすることで分かりやすい区域設定とし、公園が途中で途切れないようにしております。

四つ目ですが、すすきの地区では、中島公園のMICE建設による将来的な人流の変化も想定しまして、中島公園駅までを区域設定しています。

最後に五つ目ですが、区域全体の分かりやすさを重視しております。現状の喫煙制限区域も長方形で、外から観光で来た方も市民の皆様もぱっと見て分かりやすい設定となっておりますが、今回の見直し拡大案につきましても、一部、大通公園の西側に飛び出ている部分もあるものの、おおむね長方形の形を取ることで区域全体を見たときにぱっとイメージしやすく、分かりやすい区域の設定を念頭に今回の案をつくらせていただきました。

次のページに進ませていただきます。

4ページ目の「加熱式たばこの規制見直し案」についてです。

論点の一つとしてあった部分になるかと思うのですが、こちらの案についても作成しております。

1の現在の規制と見直し案では、現在と見直し案を対比しております。

まず、条例にある規制理由としての他人の身体を害するおそれは、現在は歩きたばこによるやけどを念頭に置いており、規制対象は、紙巻きたばこ、火のついたたばこのみで、加熱式たばこはやけどのおそれがないため、対象外としております。

右側の赤枠で囲っている本市で考えた見直し案では、他人の身体を害するおそれとして、歩きたばこによるやけど以外にも、たばこの煙のにおいによる不快感、たばこの煙による周りの人の健康への悪影響が否定できないという2点も他人の身体を害するおそれの解釈に追加し、その下の規制対象に加熱式たばこを追加していきたいと考えております。

下のほうに進みまして、規制追加の考え方についてです。

(1)の目的ですが、そもそも加熱式たばこを追加することは、美しいまちづくりの推進を通じた市民の安全で快適な生活環境、観光都市札幌にふさわしい環境を確保するというポイ捨て等防止条例の目的からは外れないと市では考えております。

(2)の法令・条約における加熱式たばこの位置づけですが、まず、健康増進法で規定するたばこに加熱式たばこも含まれており、取扱いに一部異なる部分はあるものの、紙巻きたばこと同様に規制対象となっています。そして、たばこ事業法で規定している製造たばこに加熱式たばこが含まれており、紙たばこと同様の位置づけとなっています。さらに、世界保健機関、WHOでは、加熱式たばこについても、たばこの健康被害軽減を目的とするたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約が適用されるとしているところです。

これらの法令や条例における加熱式たばこの位置づけを考慮しても、加熱式たばこを規制に追加することは差し支えないのではないかとということで、こちらの案をつくっております。

また、参考ですが、(3)の他人の身体を害するおそれとして、加熱式たばこの箱に記載されている文言を概要的に抽出したものであるのですが、加熱式たばこの煙、蒸気は周りの人の健康への悪影響が否定できない、加熱式たばこの煙、蒸気は子どもの健康への悪影響が否定できないと記載することがたばこ事業法施行規則によって義務づけられております。

こちらを、規制を追加する上での考え方として案をつくらせていただいております。

一方で、加熱式たばこをたばことして一概に規制するのもやや違和感があるというお話もあったかと思うのですが、電子たばこの扱いについても案を作成しております。

まず、右下の絵をご覧ください。

左側が加熱式たばこの概略的な絵になります。

こちらは、たばこ葉を使用し、たばこ葉やその加工品を電気加熱して煙を発生させるものとして健康増進法の規制対象となっています。一方で、右側の細い管のような一般に電子たばこと呼ばれるものは、たばこ葉を使用せず、香料などを含む溶液を電気加熱し、蒸気を発生

させるもので、健康増進法の対象外とされており。

このあたりを踏まえまして、電子たばこの扱いについて中段の点線の枠で囲ってありますが、本市では規制対象とはしない方向で検討を進めたいと考えているところです。

理由の一つ目は、電子たばこは、たばこ葉を使用していないことから、健康増進法において規制対象外であること、二つ目は、やけどの危険性もないため、他人の身体を害するおそれがあるとまでは言い切れないこと、三つ目は、香料を含む液体を電気加熱することで発生する蒸気を吸うものが中心ですので、カートリッジのようなものがある加熱式たばこ、あるいは、紙巻きたばここと違ってポイ捨てにはつながらないこと、最後に、たばこ事業法が規定する製造たばこにも該当していないことです。

電子たばこについては、加熱式たばここと区別して規制対象とはしない方向でいかがかと考慮しております。

次のページに進ませさせていただきます。

5 ページ目の「巡回指導・周知啓発・喫煙所について」です。

左上の目指すべき姿というところで赤色の点線で囲ってありますが、規制や周知啓発の見直しや喫煙所を含む環境整備によって、市民、観光客の喫煙マナー向上を通じた観光都市札幌にふさわしい環境美化の一つのゴールとし、目指すべき姿として書いております。これは、第1回の最初に今回の検討の目的としてありました観光都市としてふさわしい環境の確保のほか、吸う人も吸わない人も快適な環境を享受することと同質のものと考えておりまして、一連の取組で目指すべき姿として記載をしております。

右側の規制・環境整備は、先ほど、区域や加熱式たばこの扱いなどの規制について案をお示しさせていただきましたが、それ以外の規制で中心になっていく巡回指導について書かせていただいております。

巡回指導においては、ご意見としてありましたが、取締りのための巡回ではなく、マナーの周知啓発を重点に置いた巡回ができることが理想であると考えております。また、客引き禁止条例による指導巡回との連携のほか、区域拡大により巡回負担増となりますので、対象と目的を明確にした巡回計画を立案することで、区域拡大した中でも効率性や実効性を確保していけるような在り方を検討したいと思っております。

環境整備については、都心部の公衆喫煙所の整備と緑色の枠にあります。こちらは以下の考え方で進めていきたいと考えております。

一つ目が観光都市にふさわしい公衆喫煙所整備と配置、ルールやマナーを守るための場所としての整備、二つ目が民間企業や地域と連携しての整備や維持管理です。

こちらは、まだ具体的見通しが難しい部分もありますが、これまでの本市の例でいきますと、大通公園の西3丁目と5丁目にある喫煙所は民間企業の寄附による設置になっております。また、昨年10月にすすきの地区に設置された民間による公衆喫煙所は、喫煙所内の広告による収入を維持管理のコストに充てるという手法を取っていると伺っておりまして、このあたりも含めていろいろと連携が考えられるのではないかとということで記載しております。

三つ目は、煙やにおいに配慮した室内密閉型の喫煙所構造で煙が漏れないようにすること、

四つ目は、喫煙所の情報、場所の周知や提供を行っていく必要があると考えております。

右下にありますのは本市の大通公園西3丁目の喫煙所と他都市の事例ですが、大阪府吹田市の吹田駅前公園の中にある喫煙所として、公園の環境に溶け込むようなデザインの喫煙所もあるということで例として示しております。

これらの規制、環境整備を行った上で、左下の周知啓発ということで、一つ目のインバウンド観光客を対象とした旅行業界、ホテル等との連携した取組の検討、二つ目の企業や団体を通じた都市部ビジネスマンなどへの周知、周知啓発対象の選択と集中を行っていく中で、より深く環境を整えていけるような周知啓発を行っていかれたらと考えています。

これらを通じて、定期的な効果検証による取組の見直しや宿泊税の活用を財源として検討しながら、先ほどご説明した目指すべき姿、観光都市札幌にふさわしい環境美化を達成するポイ捨て、都心部の喫煙対策がそのうちの一つの手段になればと考えております。

最後のページですが、6 ページ目の「(参考)他都市の路上喫煙対策実施状況」についてです。

まず、1の調査概要・調査標本数についてです。

調査時点は、昨年、令和7年の11月、調査対象は全国に20ある政令指定都市で、他都市が行った実態調査を基に記載しております。下のグラフは、全体で20の政令指定都市に対して調査をかけたうち、札幌市を除く19市についてデータ集約したのになっております。

ざっと枠の中に書いてありますが、20の政令指定都市の全てで散乱防止条例等が制定されておりまして、ポイ捨てや路上規制に関する規制がなされております。そして、そのうち18の政令指定都市では、路上喫煙禁止地区における喫煙に対して罰則規定、過料徴収の規定を設けているということでした。

2の調査結果・設問についてです。

Q1の条例制定の目的ですが、本市以外の19自治体全てで身体の安全ややけど等を条例制定の目的としているということでした。ちなみに、受動喫煙についてが1自治体ありますが、条例の中で受動喫煙と明確に書いているものではなく、条例の目的としてこのように解釈しているという回答でした。

他自治体の情報であり公開していないものもあるということで、具体的な自治体名につい

ては控えさせていただきながらのご説明になることをご了承ください。

Q2の路上喫煙禁止地区における加熱式たばこの取扱いについてです。

現状、札幌市では規制対象ではなく、注意もしていないという状況ですが、規制対象としている自治体がオレンジの6自治体、規制対象ではないけれども、注意しているのが12自治体という内容になっております。

Q3の公衆喫煙所の設置状況については、記載のとおりになりますので、ご参考までにご覧ください。

巡回指導員数については、札幌市は3名で巡回しているところですが、グラフのとおりの内訳になっております。

最後に、Q5の公園における喫煙の規制状況及び規制の根拠についてです。

札幌市では、大通公園西1丁目から4丁目までは喫煙制限区域になりますので、路上喫煙禁止となっておりますが、それ以外のところは路上喫煙を控えるよう努めなければならないという規定になっておりますので、努力義務という位置づけです。市内公園が全面禁煙になっているのが9自治体あるということで、外枠で書いていますけれども、様々なやり方で規制をかけている状況です。

長くなりましたが、事務局からの資料説明は以上です。

○古元座長 ただいまの説明に対して意見やご質問を伺いたしたいと思います。

石田さんからのご説明は、大きく3点あったと思います。

一つ目が喫煙制限区域の拡大案について、二つ目が加熱式たばこの規制追加案について、三つ目が巡回指導、周知啓発、都心部の公衆喫煙所整備についてです。

この3点について、順に皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

まず、一つ目の喫煙制限区域の拡大についてご意見がある方がいらっしゃいましたら、ご発言をよろしくお願いします。

○國枝委員 前回の会議のときに、大通公園はできれば全体をやったほうがいいのではないかとという意見を申し上げました。ただ、すすきのなどの飲み屋街は規制が大変なのではないかという意見も前回出たと思っております。それに比べると、かなり積極的で攻めた感じだなという印象です。

個人的には、できるだけ規制したほうが良いと思っています。前回、エリアの縁のところではたばこを吸う人が多く、ポイ捨ても多いという話があったと思うのですが、広げると、さらにその広げた外側、このエリアでいくと中島公園の中や豊平川の河川敷が結局多くなる可能性もあるので、そういうところの取締りを強化していただければと思います。

○古元座長 ほかにございませんか。

○錦戸委員 2番目に書いてありますように、ヒアリングをしていただいて、そこに住む方や仕事をしている方の意見を取り入れた地域の拡大ということに私はすごく賛成です。

ただし、地域によって全て同じルールということではないのかなと思っておりますので、そこら辺もいろいろと考えていく必要があると思えました。

○古元座長 今おっしゃいました地域によってというのは、もう少し言うと、どういったことでしょうか。

○錦戸委員 公園とすすきのエリアは大分違うと思うのです。ですから、もっと喫煙所を置くということになれば、今はすすきの市場のところにありますけれども、それを公の札幌市がサポートしていいものかどうかなど、いろいろとあるかなと思えました。

○古元座長 ほかにございませんか。

○戸澤委員 前回の会議の後に本府町連の役員会がございまして、そのときに実情について幾つかお話を伺ってきたので、ここで二、三申し上げます。

まず、創成川に近いほうの狸小路1丁目の町内会なのですが、路地や入り組んだ道に入ったところでのたばこの喫煙やポイ捨てが今もすごく多いということです。以前はあまりに多いから灰皿を置いていたのです。そうしたら、ここは禁止の区域だから灰皿を置いてはいけませんということで灰皿を置けなくなり、結局、ポイ捨ては今も変わらずあるということです。その清掃は地域の方がしておりますし、ポイ捨てがなくなっているわけではないということです。

また、歩きたばこですが、町内会の会長は外国の方が歩きたばこをしているのを見たことがないとおっしゃっていました。歩きたばこをするのは日本人であって、日本人が歩きたばこをしている、外国の方は自分の国では禁止になっているので、自国で駄目なことは海外に行ってもしないということでした。

ただ、ポイ捨ては、食べ歩きの習慣があるので、ごみ箱がないから飲み物の空きカップなどを縁にぽっと置いていくのはよく見かけるということです。

それから、西7丁目の南1条大通側の町内会では、ビルの駐車場で喫煙者が多くてポイ捨てが毎日のようにあるので、毎朝掃除しなければいけない状況になっているそうです。周りがビルで表の通りから見えにくいところの駐車場でたばこを吸っている方が多いということです。これだけ多いので、本当に過料を取っているのだろうかともおっしゃってございました。過料を取って禁止だとなっていればなくなるのだろうかけれども、なくなるので、過料をちゃんと取っていないのではないかとということでした。

狸小路のほうでは過料を取っているよとおっしゃっていたので、大きい通りでは巡回されていて、そこで過料ということもあるのでしょうかけれども、結局、見えないところで隠れて吸うようになってしまいます。大きい通りから1本入った裏側の道ですね。例えば、三越の裏側の道や中通りでは歩きたばこがありますし、ちょっとした路地や入り組んだところでたばこを

吸っている方がいて、そのポイ捨てのため、たばこの掃除が大変だということです。

また、その7丁目の駐車場では立ちションをする方もいるということで、ビルの上からだと丸見えなのだそうです。大通公園にはトイレはないのかしらとってしまうのですが、人は見えないところではそういうことをしてしまうのかなと思います。

表向きはポイ捨てがなくなっているように見えたとしても、路地などは住んでいる方々が掃除をしてきれいに保っているようです。ですから、大通公園全域や創成川のほうは規制をしていただきたいと思うところですが、喫煙所の設置を増やしていただけたらなと思います。

○古元座長 続きまして、土田委員、いかがでしょうか。

○土田委員 区域に関しては、やむを得ないのかなと思っています。

○古元座長 椎野委員、お願いします。

○椎野委員 禁煙制限区域拡大案についての方向性は賛成です。

今回、かなり大きく拡大する案をお示しいただいていますし、公園については、西8丁目から西側のところは公園の部分だけ拡張ということで、大通公園全体に制限をかけるという案をお示しいただいています。

これに関連して、2021年に大通公園周辺の保育施設にどういうふう公園を利用しているか、利用する上で何か困ったことはありませんかというアンケートをしたことがありました。その結果、利用の際に気になる点や改善が必要な点としては、件数としては、カラスが非常に多くてお子さんの安全が守れるか心配である、また、道路に飛び出さないかという安全に関わるところが非常に多く、件数としては物すごく多いわけではないのですが、公園内で喫煙をする人がいて困るというご意見が25件ぐらいありました。対象は31か所なので、それなりに数は多いのかなと思います。

それから、保育所の数で言うと、1丁目から西12丁目までの範囲で31か所あったので、調査協力をお願いして回答していただいたのですけれども、件数としては西8丁目より西のほうで保育所の数が多いです。そういうことから考えますと、どこの場所にあるかまでは、匿名でアンケートをお願いしたので、把握はできてないのですけれども、件数自体は西8丁目から西のほうで保育所の数が多いし、そんなに長距離を歩けるわけではないので、利用の頻度としては西8丁目より西のほうで利用頻度が高いということは十分に想定できます。

そこから考えると、西8丁目から西の部分も含めて公園全体に制限をかけることに一定の合理性はあると思います。

ただ、一方で、今回、多いところをマップで示していただいていますけれども、公園の管理を所管している建設局みどりの推進部や実際に公園の管理をしている指定管理者の方のほうで日常的な苦情を市民の方からいただいていると思うので、その辺を聞き取りした上でそういうところも把握しておく必要があると思いました。

○古元座長 貴重なアンケートの結果なども教えていただきまして、ありがとうございます。

次に、大棕委員、お願いします。

○大棕委員 喫煙制限区域の拡大案については、おおむねこのとおりかなと思う一方で、1ページの1の(2)にそもそも公園は健康になるためにというくだりがあるのですけれども、それでいくと、拡大案に隣接している大きい公園として中島公園があると思います。特に、MICE施設が今後できることを考えますと、この勢いで中島公園までエリアに含めてしまうほうがよいのではないかと思います。

○古元座長 それでは、金澤委員、お願いします。

○金澤委員 おおむね皆さんの意見と一緒にすけれども、びっくりマークがついている苦情が多い地域は、なぜ多いのかというふうに見ると、きわだから、ここであればいいと思ったということです。

先ほど戸澤委員がおっしゃったように、見えないところで吸っているのは駄目だご理解をいただいた上で、隅っこでこっそり隠れて吸うのであれば、これを広げても、またこのきわで吸われるか、もしくは、この中の隅っこに隠れて吸わざるを得なくなるかもしれません。ビジネスマンの方が多いのも、オフィスで禁煙が進んでから、なおのこと喫煙エリアがなくなったからだと思うのです。それと同時にコンビニの前の灰皿も撤去されました。

今回、雪まつりにすごく大きな喫煙所ができていますと思いますが、ああいっただ視認性が高い場所ができたときにどれぐらいのポイ捨てがあったのか、なかったのかも併せて参考にするのがいいと思います。

皆さん、悪いことをしようと思ってされているわけではないから、隅っこに隠れられているのかなと思うのです。エリアに関しては、公園が入るので、お子さんに対しても配慮があってもいいと思うのですけれども、あわせて、ルールを守りやすくするような仕組みづくりを考えていただければと思います。

○古元座長 区域につきまして、一通り皆さんからお話を伺いました。

ほかの委員の方のお話を聞いて、もう少し言いたいことや言い忘れてしまったことはございませんか。

○椎野委員 1点だけです。

エリアが増えるということなので、巡回指導員の増員が必要になりますか。頻度を減らすと効果が減退すると思うので、当然ご検討されていると思うのですが、そのあたりも必要かなと思います。

○古元座長 ほかにございませんか。

○錦戸委員 人の流れが多い中央区の中の大通公園ですが、インバウンドを考えると、羊ヶ丘

展望台とか前田森林公園など、札幌市にはいろいろとありますよね。全ての公園ということではないですけども、中心の地区にはない公園について札幌市はどういうふう考えていらっしゃるのか、お聞きしたいです。

○札幌市（近藤企画係長） 公園部局の近藤と申します。

今回、大通公園などが話題になっていますので、この検討会の状況なども踏まえながら、郊外についても状況を見ていきたいと思っております。

○錦戸委員 検討会の名称に「都心部の」と書いているので、その検討ということが分かりました。

○古元座長 ほかにございませんか。

○戸澤委員 すすきの協会の方のご意見の中で、ゼロ番地に灰皿を置いたらポイ捨てがなくなったというお話なのです。すすきでは取締りよりも周知啓発に力を入れてほしいと書いてあると思うのですけれども、先ほどお話ししたように、逆に路地や区域の中でポイ捨てが多くて、過料を取られるから隠れて吸うようになっていっていますので、過料を全く取られないとなると、結局はなくなってしまうのではないかと思います。区域が一緒になってしまうと同じような対応になってしまって、結局、人員を多く配置している割には、あまり効果がなく、啓発活動だけしていますみたいなことになるのかなと危惧しております。

○古元座長 ほかにございませんか。

○國枝委員 個人的な意見ですが、基本的にたばこの問題は健康の問題ですし、公園に関して言うと健康のための場所でもあるので、この会は都心部の話ですけども、公園を規制するというのは本当は必要な流れなのかなと思います。

札幌市は都会ですけども、こんなにきれいなまちなのだよという美化という問題が一番大事かと思います。それこそ、本当は札幌市全体が禁煙でもいいのではないかと思います。現実的には難しいですけども、そういうことを考えれば、少しずつエリアを広げていくという流れなのかなと思います。

○古元座長 皆様、貴重なご意見をありがとうございます。

よろしければ、制限区域の拡大についてはこのくらいにさせていただきますして、次に、二つ目の論点の加熱式たばこの規制追加案についてです。

今、健康のお話もいただきましたし、先ほど資料もご説明いただきました。

加熱式たばこについて、まず、国枝委員から補足があればお願いしたいと思います。

○國枝委員 まず、規制に関していうと、法律ではないので、本来、たばこは体に害があるのが一番の問題ですけども、それを前面に出して規制するのは難しいところもあって、やけどなどの話になってしまっています。

加熱式たばこの話ですけども、加熱式たばこも電子たばこは別物なので、混乱している人もいるかもしれません。加熱式たばこも紙巻きたばこもたばこですが、あくまでも電子たばこはたばこではないというところが大きな違いです。それを規制できるかできないかという話だと思えます。

普通の紙巻きたばこ、一般的なたばこも、1日に吸う本数が多ければ多いほど、また、年数が長ければ長いほど、健康に対するリスクはどんどん上がっていくことは明らかです。そのたばこの種類にもいろいろあって、成分や含まれる量も違いますけれども、加熱式たばこに関して言うと、有害物質の量が少ないたばこという考えだと思えます。

日本呼吸器科学会で言われていることは、加熱式たばこだから安全なわけではないです、そんな証拠は全くありません、規制するべきなのですよとなっています。それはあくまでも加熱式たばこが安全というエビデンスがない話なので、長期的に見なければいけないところもあります。

加熱式たばこに関して言うと、要するに、有害物質の少ないたばこなので、決して安全ではないです。リスクはちょっと少なめですよということなのだと思います。

たばこにはいろいろな成分がありまして、依存性にはニコチンが多く影響していると思えます。ニコチンの量に関して言うと、加熱式たばこの種類によっては紙たばこと同じぐらい含んでいるものもありますので、全然安心ではありません。

有害物質に関しては、普通の紙たばこに比べると10%、20%と少なめではありますがけれども、決してゼロではありません。これも前回お話ししたと思えます。あくまでも有害なものを含んでいることを理解した上で、少なからうが、害があるということを皆さんが認識しなければいけないと思うのです。

国としては、医療費がどんどんかさんできて、それをどうやって減らそうかと考えたときに、病気を予防することが大事だということで、予防にかじを切っているところがあります。

例えば、市でやっている健康診断は、メタボ対策、生活習慣病予防のための健診で、がん検診ではないですね。予防がすごく大事なのです。特にたばこは発がん性があって、予防できるがんの一番の原因はたばこだと言われていています。また、がんだけではなく、糖尿病や心疾患、頭の病気など、ニコチンそのものが血管を収縮させるので、いろいろなところに悪さをします。それはたばこをやめることで予防することができるので、最終的に医療費を減らしていくことにつながっていくわけです。だから、世界的な流れとしてたばこを規制していかないとはいけません。国としては、税金も入ってくるし、お金の問題が絡んでくるので、そう簡単にやめられないところがあります。

今、一つは、値段を上げて税金をある程度確保しています。高くなれば吸う人が少しずつ減っていきますけれども、国に入るお金が一緒なので、そういう方向にだんだんっていくか

などと思います。

前回の話で加熱式たばこの割合が増えてきているということがありました。確かに、同じ1本を吸うのであれば加熱式たばこのほうがちょっとはいいです。そういう流れになっていくと思うのですけれども、では、加熱式たばこは、普通の紙たばこを1本吸えばそれでいいのかと言われると、駄目なものは駄目なですね。最終的には、加熱式たばこも含めてできるだけたばこをやめていくようにこれから進めていかなければいけないと思うのです。それは、札幌も規制していかないとイケないです。

先ほどの最後の資料の中で、加熱式たばこが札幌では規制対象ではないということでしたが、ほとんどの自治体が規制や注意をしていて、むしろ札幌は遅れているのです。札幌は200万人都市で、政令指定都市の中でも大きなほうに入るので、先頭を切っているいろいろと規制していかないとイケないと思います。ですから、今回、加熱式たばこを規制するというのは当然のことではないかと思えます。

では、電子たばこはと言われると、たばこではないので、今のところはしようがないかなというところがあります。電子たばこは、たばこの葉は含んでいないですけれども、害がないかと言われると、そうでもないのです。そうすると、結局、全部を規制しなければいけないのではないかという話になってしまいます。

日本はニコチンを含んでいるものは電子たばことして認めていないのですけれども、海外のものは含んでいるものが結構たくさんあるのです。今、特に若い人は簡単に外国から取り寄せられてしまいますから、ニコチンが入っているほうがおいしかったりして、そういう方向に行ってしまうので、若い人の電子たばこの問題も出てきています。

今回は加熱式たばこまででいいのではないかと思うのですけれども、最終的には電子たばこも規制しなければいけないのではないかと思えます。

○古元座長 皆さんも大変勉強になったと思えます。

それでは、今の国枝委員からのご説明も踏まえまして、加熱式たばこを規制に追加するしないという論点について皆様からもご発言をいただきたいと思えます。

○戸澤委員 先ほど、たばこは体に害があるから規制をしてゼロに近づけたいというお話だったと思うのですけれども、残念ながら、たばこを吸う人はゼロにはならないと思えます。海外もそうですけれども、たばこを吸う方はある一定数はいらっしゃるのだらうと思えます。

また、加熱式たばこについてですけれども、たばこはニコチンとタールを含むのが体に悪いのかなと思っていて、加熱式たばこの中には、ニコチンの量のほか、タールを含まないものも販売されているようです。電子たばこは、たばこという名前がついていますが、もちろんニコチンが入っていませんので、たばこではないです。電子たばこという名称ですが、たばこではないです。

逆に、国でたばこの葉の量を確認できるから、安心と言うと変ですけども、ゾンビたばこなど、何が入っているか分からないものも出回ってくると規制が大変なので、そこをきちんと規制できるような形にしていかなければいけないという問題があるかもしれません。

これはたばこという概念とはまた違うのですが、逆に言えば、日本ではたばこ葉があることで管理ができています。電子たばこの管理もきちんとしてほしいのですけれども、加熱式たばこ機器の規制であれば、副流煙によってたばこを吸っている方の周りにいる方にどれだけの害があるかが問題ではないかと思っております。

たばこを吸っている人は、自分が吸っているのだから、体に悪いことを分かっていると思うのですが、屋外で加熱式たばこを吸った場合、どれほどの害があるか考えたときに、例えば、車の排気ガスなどと比べてもっと規制しなければいけないほどの害があるのか、と思えます。

もし加熱式たばこの副流煙は紙巻きたばこほど害がないということであれば、例えば、紙巻きたばこの喫煙所は屋根つきで空気が清浄できるところでなければいけないのですけれども、加熱式たばこであれば、5丁目の喫煙所のように灰皿を置かずに加熱式たばこの吸えるエリアですとすることで皆さんはたばこを吸うこともできると思えます。

加熱式たばこと紙巻きたばこを全く同様に考えるのはちょっと違和感があるというか、同じではないと思うのです。皆さんも分かってくると思うのですけれども、紙巻きたばこ用と加熱式たばこ用の喫煙所を分けたいというのは、加熱式たばこを吸っている人も紙巻きたばこを吸う人と一緒に吸いたくないからだと思うのですが、逆に、同じであると言うのなら、紙巻きたばこを吸う人と一緒でもいいと思うのです。加熱式たばこの人は、紙巻きたばこの人と同じ部屋では吸いたくないし、同じものではないということで、今、加熱式たばこ用の喫煙所が増えているのかと思えます。

○古元座長 貴重な意見が出されて盛り上がってきましたが、ほかにいかがでしょうか。

○大塚委員 加熱式たばこの規制追加案については、どこかで線引きをしないと駄目だからこういう書き方になっているのだらうと思うのです。電子たばこについては対象としないということですね。

ただ、難しいと思うのは、取締りをするときに、見た目ではこれは電子たばこだな、これは加熱式たばこだなと判断できるのかというところがすごく疑問です。基本的には、先ほど申し上げましたように、線引きの観点から加熱式たばこも規制がかかるのはやむを得ないかなと思えますが、過料徴収の取締りの実効性を考えると非常に難しいなと感じました。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○金澤委員 ぜひ戸澤委員にゼルの隅っこを見ていただきたいのですけれども、紙巻きたばこだけがポイ捨てされているのではないと思うのです。恐らく、加熱式たばこを吸っているのだ

と道端で堂々と吸っている方はそんなに見受けられないと思っています。加熱式たばこだから吸っていいと吸われている方は、道を歩いていても見かけないですね。たばこはそこら辺で吸っては駄目だと皆さんは理解されていて、だからこそ、みんな隠れて吸ったり、きわのところで吸ったりされているのだと思うのです。

ですから、健康によくないから加熱式たばことか、健康にいいというだけでは人は物を選び取らないと思いますし、皆さんは健康に悪くてもされていることがあると思うのです。体に悪いと分かっているながら、お酒はおいしいよねとか、ケーキを食べ過ぎてしまったということがあると思います。ですから、健康だけという観点で言うよりも、どういう事情にあるのか、電子たばこだったら堂々と吸えるぜと吸われている方がどれほどいるのか分かりませんが、たばこは駄目ということで皆さん納得されると思うのです。電子だからいい、加熱式だからいいと理解されている方はそんなに多くないと思うのです。

私も恥ずかしながら、今回、お話を聞いてから加熱式たばこは吸ってもよかったということを知りました。ですから、禁煙になりました、喫煙はできませんとなったら、ここはそれほど大きい論点にしなくても大丈夫ではないかと思っております。

○古元座長 なるほど、よく分かりました。

椎野委員、いかがでしょうか。

○椎野委員 規制の見直し案に対して賛成です。

国枝委員から詳しく丁寧に説明をいただいたので、私も含めて、ここにおられる方はよく理解できたと思うのですけれども、一方で、新しいことを始める場合は何事もそうかもしれませんが、喫煙される方もされない方もきちんと理解していただけるように、趣旨や変更の意図について丁寧に説明をしていただけたらいいと思います。

○古元座長 では、土田委員、お願いいたします。

○土田委員 一番最後のページの調査結果・設問をよく見ますと、路上喫煙禁止区域における加熱式たばこの行政の取扱いということで、規制対象は6自治体で規制対象ではないのが13自治体ということですのでよろしいですね。

札幌市は規制もしていなくて注意もしていないということですが、ここに規制対象ではないが注意をしているという中間的な措置ゾーンがあると思うのです。皆さんの意見を聞いていると、過料となると行政罰なので、行政としていきなり過料まで課すのか、12自治体のように規制対象ではないが、注意をしているというステップがあってもいいと思いました。

また、ポイ捨ての件も区域の制限で議論されていたのですが、私は承知していないのですが、ポイ捨てというのは、紙巻きたばこの人のポイ捨てが多いのか、加熱式たばこの人のポイ捨てが多いのか、その辺のデータはあるのでしょうか。

僕のイメージだと、紙巻きたばこはポケットに戻せないで、捨ててしまっ、それが目立つのではないかと思うのです。そういう意味では、厳密に言うと同じ規制でなくてもいいのかなという印象を持ちました。

それから、電子たばこの議論がありました。我々はよく大通でイベントをやるのですけれども、正直に言って、電子たばこを吸っている人を見たことがないのです。議論をしたとしても、そもそもどのぐらいのユーザー数があるのか分からないので、データがあればいいのかなと思えました。

○古元座長 ポイ捨てされているたばこが紙巻きたばこなのか、加熱式たばこなのか、委員の皆様、もしくは事務局で何か情報があればお願いします。

○事務局(藤本事業廃棄物課長) たばこを吸っている方が多いという調査の中で、併せてポイ捨てされているものも調査しているのですけれども、吸い殻という大きなくくりでしか確認してなくて、どちらが多いかという内訳までは具体的に押さえてはいないですが、もちろん加熱式たばこのポイ捨てもあります。量的には喫煙者の割合からすると紙のほうが多くなっていると思うのですけれども、両方が含まれていることを確認しております。

○古元座長 両方あるということですね。

戸澤委員、何かありますか。

○戸澤委員 ポイ捨てということなので、紙巻きたばこが捨てられることがとても困るのですよね。土壤汚染にもなりますし、ゴミがそのまま滞在してしまうということになります。加熱式たばこの場合はカートリッジですから、ポケットに入れて持って帰って、ゴミ箱に捨てることができます。ですから、過料を取るのであれば、加熱式たばこではなく、火のつくたばこに対しては厳しくしていただきたいと思います。

健康のためには、ニコチンの量やタールが少ないものに移行していけば少しずつ健康になっていくと思うので、段階的な健康の進め方としても、紙巻きたばこと同じように加熱式も駄目というよりは、逆に加熱式のたばこのほうが安く買って買えばそれらを買ったとか、吸える場所があるときは加熱式で、喫煙所に行ったときは紙巻きたばこというふうに自分で調整できると思うのです。

まずは、とにかく紙巻きたばこの規制は厳しくしていただきたいのですけれども、加熱式たばこについては、同じように規制するとしても、過料までは取らないとか、範囲を広げて経費がかかるようになったときに、この路地裏はたばこを吸う人がいる地点だなと確認してまた巡回するとか、そういうきめの細かい巡回ができるように進めていただけたらと思います。

○古元座長 錦戸委員、いかがですか。

○錦戸委員 弊社の場所は北3条西1丁目なので、ホテルが三、四軒ぐらいあるのです。この間もお話を聞かせていただいたのですけれども、やはり、見えないところに吸い殻やカート

リッジがいっぱいあって困るということで、支配人など、いろいろな方が毎日のように拾っているのが現実です。

この見直し案を見ると、紙巻きタバコだろうと、加熱式タバコだろうと、ポイ捨ての対象になるということであれば区別しないで両方ともの方がいいのではないかと私は思いました。

○古元座長 大変充実したご意見をいただきました。

続きまして、三つ目の論点に進んでまいります。

資料の5ページの巡回指導、周知啓発、都心部の公衆喫煙所整備について、皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

○國枝委員 エリアを広げていくとなると、当然、その中でタバコを吸う場所が少ないと問題になってくると思うので、それに比例してどんどん増やしていかなければいけないと思っております。

○古元座長 喫煙所を増やしていかなければいけないのではないかといいことですね。

ほかにいかがでしょうか。

○戸澤委員 喫煙所の設置については、建物を建てるにしても、啓発活動にしても、また、設置した場合の喫煙所の清掃や維持などに対してもお金がかかります。

宿泊税というお話がありましたが、まちをきれいにしようということであれば宿泊者にとっても利益があるので、それに関わる活動に対して宿泊税を使用するのはいいと思います。しかし、喫煙所の設置や清掃、維持に関しては、宿泊者に対してのメリットがないと思うのです。ですから、宿泊税というよりも、タバコ税を使用して、吸う人が払った税金で喫煙所をつくらせたり喫煙所の清掃や維持をするという方がいいと思っております。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○土田委員 一番最初のページに喫煙所の整備と周知や規制の強化はセットだとあり、そのとおりだと思いますし、多分、そこには皆さんも異論はないと思っております。

しかし、財源については、観光の仕事をしていると、宿泊税をどういう用途に充てるかという話はコロナの前からよく出ていまして、確かに、全く駄目ということはないのですが、我々が行政の議論を見ていく中で、宿泊税は、宿泊する人が全員タバコを吸うわけではないとなると、吸わない方からも税金を徴税することになるので、宿泊税を使うという議論はすごく慎重になるべきということは申し上げたいです。

おっしゃるとおり、地方税にはタバコ税があると思うので、宿泊税もセットなのかもしれませんが、そこは慎重な議論が必要かと思っております。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○金澤委員 苦情が多かったということがこの話の発端なのかもしれないですが、苦情を言われた方たちも、皆さんが納めた税金をさらに拡大して使うことになりましたと言ったら、そこまですることはあったのかと思われるかもしれません。

札幌市が全部禁煙になればいいという国枝委員のお話はごもっともなものですけれども、そうすると巡回指導員が札幌市内中を練り歩くのかと考えると、ちょっと現実的ではないですね。また、エリアを広げたとて、これを増やしますという実例をつくると、エリアを広げるために監視員を増やしていくのも監視社会みたいでしんどい話です。この人手不足の時代に監視員をどんどん増やしていくというのは、これから先を考えてもあまり現実的ではないとなると、喫煙所を啓発して、ここは吸えるから外は駄目だよということを理解していただくのが一番しっくりきます。また、まちなかに駄目ですという張り紙があちこちにある観光都市はどうなのかなども思っています。ですから、目が届き、必ず見ていただけたところに効果的に掲示をするのがまずは一番なのかと思っております。

ただ、財源に関しては、私たちがぐださいと言って簡単に出てくるものでもないのではないのかなと思っていますので、慎重に議論すべきかと思っております。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○戸澤委員 タバコに関しては、子どもの前で吸わない、公園では吸わないなどのマナーが大事だと思うのです。吸った後でポイ捨てするのもマナーとしてあり得ないことなので、見ていますよという看板がよくあると思うのですけれども、全体的にマナーを向上させるような形で啓発していくといいと思っております。

また、すすきの観光協会の方の話でも、狸小路への看板の設置など、いろいろなことに協力できるし、どのような形がいいか、話を聞いてほしいということもありました。先ほどの金澤委員の話や前回の錦戸委員の話もありましたけれども、規制が多い社会をよしとせず、甘いと言われるかもしれないですが、人の心に訴えるような、その行為は格好が悪い、タバコをポイ捨てするのも紙巻きタバコを吸っているのも格好が悪いという風潮になればいいなと思っております。

○古元座長 取締りや規制というアプローチではなくてということですね。

ほかにございませんか。

○大塚委員 公衆喫煙所の整備は絶対的に必要だと思っております。

性善説かもしれませんが、紙巻き、加熱式を問わず、喫煙者の方は、ほんの一握りを除いては、ポイ捨てをしたいと思ってやっている人はいないと思うのです。現にすすきの国道36号線の南側の薄野交番の東側のファミリーマートがあるところの前にもまだに灰皿を置いているのですけれども、あそこはすごく人がいるのです。あそこが歩道なのか、公開空地なのか、私有地なのか、分かりませんが、真冬でも寒い思いをしながら皆さんちゃんとあそこで吸っているのです。

ということを見ると、喫煙所を設置すれば、皆さん、そこでお行儀よく吸っていただけるのではないかと思いますので、整備は必要だと思っております。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○國枝委員 ポイ捨てする人は、結局、そういう人なのだろうと思います。そういう人は、結局、ごみとかも普通に捨てる人なのだと思うのです。決してたばこを吸う人がみんなそういう人だということではないと思います。ただ、やっちはいけないのだということを知ってもらうためには、ある程度、規制をしたり注意をしたりして、場合によってはお金も取るということが必要ではないかと思えます。

理想を言うと、それぞれ札幌全体でたばこを規制するとなったときに、それを監視するのは当然無理な話ですけれども、規制をしないことが当たり前の中になってくれるのが理想かなと思います。

○古元座長 深い議論になってまいりました。

ほかにいかがでしょうか。

○椎野委員 制限区域の拡大と併せて喫煙所の整備を進めていくというところは合理性があるので、必要な対応かと思えます。

観光都市にふさわしい公衆喫煙所の整備というところでデザイン的に配慮した写真がありますが、ぜひ目指すべき姿の観光都市札幌にふさわしい環境美化に貢献するようなデザインの喫煙所をつくっていただけたらいいかと思えます。

よく空港でトイレに入りますと、4か国ぐらいの文字が書いてあって、こんなに必要なかというところがありますし、例えば、喫煙所はよくても、案内板にすごくいろいろな情報が入っていてかえって分かりにくくなることもあります。観光客がいるし、年配の方は英語が読めないかもしれないからと、日本語、英語、韓国語、そして中国語は2種類くらい書いてあって何だかよく分からなくなっているということが往々にしてありますので、シンプルにピクトグラムみたいなもの置くなど、言語は必要なくて、イメージだけで分かるしつらえにしてもらったほうが環境美化に貢献すると思えます。

せっかくならつくっていただくので、観光都市札幌にふさわしいデザインにしてもらえるといいと思えます。

○古元座長 ほかにいかがでしょうか。

○錦戸委員 今おっしゃったように、5ページ目の目指すべき姿のキャッチフレーズは非常にすばらしいと思えました。

市民と観光客と書いてありますけれども、例えば、市民としての意識向上も必要ではないかと思えました。実は、私は、この委員になりまして、ホームページにアップして下さっているということで久しぶりに札幌市のホームページを拝見したのですけれども、その中で、札幌市民憲章という昔からの憲章がございまして、その中の3章に「きまりをよくまもり、住みよいまちにしましょう」というフレーズがあるのです。とても抽象的ですけども、それを頭に置けばマナーの向上になると思えます。それは、報道を通してとか、回覧板のどこか1ページに書いて皆さんの目に留まるようにするなど、決まりとはどういうものかを札幌市民にもう一度周知していただければありがたいと思えました。

○古元座長 皆さんから一通りご意見をいただきました。大変貴重なご意見をいただきまして、感謝申し上げます。

三つの論点について、皆さんからお話をいただきましたが、全体を通して何かご発言がある方はいらっしゃいませんか。

○土田委員 一番最初の論点で質問です。

大通でイベントをやっていると、準備中に車両乗り入れで多数の車が入っているのを皆さんも見かけると思うのですが、喫煙の制限は、車内の場合はどうなのでしょう。私たちは事業者様を注意する側なので、改めてお伺いします。お昼に車の中で休憩を取られて、車の中だからいいだろうと思って喫煙される方を多数お見かけするので、制限区域内の車内はどういう位置づけなのか、グレーなのかもしれませんけれども、もし分かればコメントをいただきたいです。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 喫煙制限区域の中でのたばこの制限のルールですけれども、まず大前提として公共の場所という条件があります。ですから、先ほど、駐車場などでというお話もありましたけれども、民間の敷地の中は我々の巡回指導員の立入りができないので、喫煙していても取締りができません。

同じように、車の中でたばこを吸われているのも、その空間は「私」の場所だと思いますので、制限はかけられず、注意はできないのですけれども、窓を開けて周りに迷惑をかける行為であれば、程度問題もあると思えますけれども、巡回中に発見した場合には指導することはあり得ると思えます。ただ、基本的に、見つけたら、即、過料を取りますという運用をしているわけではございませんし、どんな取締りをしているわけではございませんので、程度問題で指導でとどめる場合もあります。

○古元座長 私から一つだけ確認させていただきます。

2ページの札幌大通まちづくり株式会社からのご意見の中に、区域の境界は車道の反対側の歩道まで含めてほしい、公園に接する歩道まで含めてほしいというご意見がありますよね。今回提示していただいた案は、それに沿ったものという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） そこは、今回の検討会でご意見をいただいた上でと思っておりまして、どちらにするかは現時点ではまだはっきりとさせていない状態です。

○古元座長 3ページの青い点々の書き方が割とちゃんと反対側の歩道まで入れているのかと思いましたが、そこはご意見をいただいたほうがよろしいですか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 今回の検討会で拡大案を決定するわけではありません。皆様からご意見をいただいた上で、この後、意見を聞けていない関係団体もありますので、そういったものを踏まえて改めて整理していくことになりますので、ぜひご意見をいただきたいと思っております。

○古元座長 検討会の位置づけはそうですね。

○戸澤委員 先ほど、駐車場は範囲内ではないというお話だったのですけれども、ポイ捨て禁止条例では対象区域が市内全域となっております。ですから、路上喫煙の場合は公共の場所、道路や公園などが該当するということですが、ポイ捨てに関しては、駐車場だから、よその家の路地だからということではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） ポイ捨てに関しては、おっしゃるとおり、公共の場所に限らず、市内全域で過料の対象にしていますので、どこで捨てても違反になります。ただ、路上喫煙、たばこを吸う行為に関しては、先ほどお話しした公共の場所だけが取締りの対象になっているという状況です。

○戸澤委員 それでしたら、ポイ捨てがあった場合は、過料や取締りをきちんとしていただけたらなと思います。

見えないうちにたばこの吸い殻がたくさんあって、隠れて吸うということは火事なども心配になるのです。ですから、そういうことがなくなるように、巡回にしても、取締りにしても、活動をしていただきたいと思っております。

○古元座長 今、課長からもありましたけれども、そこは事務局案として明確ではないということですね。例えば、公園に沿ってある歩道をどうするか、端境に反対側の歩道まで入れるかどうか、細かい論点ですが、そこについて何かご意見がある方はいらっしゃいませんか。

○椎野委員、公園の歩道はいかがですか。

○椎野委員 公園の敷地内の園路は公園の一部ですね。

○古元座長 大通公園の横の土の歩けるところは公園ではないのですか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） そこで実際にたばこを吸っている人が多いという状況があるのです。

○椎野委員 正確には把握していませんが、恐らく、公園内の園路の一部だと思います。

○古元座長 2ページの公園に接する歩道とは何かということですね。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 今、正確なところをお答えできません。申し訳ありませんが、この点に関しては宿題とさせていただきますと思っております。

○戸澤委員 反対側の歩道は入れないということですか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） もともとこのお話があったのは、駐輪を禁止するというルールで区域に線を引いたときに反対側の歩道に駐輪が移ってしまったというお話がまちづくり会社の社長からありました。そのため、同じようにたばこについても制限をかけたほうがいいのではないかとのご意見でした。

○大原委員 道路を挟んだ向かいということですか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） そうです。

いろいろとご意見をいただいた中でもありましたとおり、喫煙制限区域のちょうど境のところ、区域ではないすぐのところでは苦情が多い状況です。これは、恐らく、ただ拡大するだけでは移るだけになると思いますので、喫煙所を併せて整備し、きちんとルールを守って吸っていただけるような環境を整備したいとご提案しています。

それをやることによって、区域のきわでの路上喫煙が防げると思いますが、どういうふうに線を引くかといったら、必ずしも向かいの歩道まで入れなくても喫煙所を効果的に配置できればそれを防げると考えています。

○國枝委員 実際には道路の向こう側までのほうが良いと思います。

ただ、皆さんにどこまでの範囲かを説明するときに、何丁目の向こう側までと説明するのがなかなか大変ではないかと思うのですけれども、啓発としてはどうなのでしょう。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 第1回検討会で示しました現状の区域がどこまでかご存じですかというアンケートでも、知っているという方は大体2割ぐらいだったのですけれども、何条何丁目という具体的な住所は分からないという方がほとんどでした。実際には、路上にステッカーを貼って、ここが区域ですよと見せていますので、それで気づいていただいている方がほとんどだと思います。

仮に道路の向かいの歩道まで入れた場合には、そちらにもステッカーを貼って、ここは区域ですよということをお願いしていくことになると思いますけれども、言葉で区域がどこですよと説明するときの難しさは出てくると思いますので、そういったところも含めてどちらがよいのか、ご意見をいただければと思っております。

○古元座長 この点について何かご意見はございませんか。

○大原委員 きわは絶対に発生しますので、公園という整理にするのが一番分かりやすいのではないかと思います。

○古元座長 様々なご意見をいただきましたが、その他、これ以外の件でも何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○古元座長 大変盛んに建設的なご意見をいただき、ありがとうございます。

各委員から一通りご意見をいただきました。

改めまして、各論点について、検討会で出た意見を確認したいと思っております。

事務局から、本日出た議論のまとめをお願いします。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 委員の皆様、活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

三つの論点について、いただいたご意見をまとめさせていただきます。

まず、1点目の喫煙制限区域の拡大案についてです。

拡大するという点については、おおむね賛成というご意見をいただいたかと思えます。また、駐車場や路地裏など、見えないところでのポイ捨てが多いということで、そういったところの取締りもしっかりできるような方法をとということでした。これは区域というよりは取締りの方法になってくるかもしれませんが、そういったご意見もいただきました。

大通公園全域という部分についても、大通公園以外の部分は西7丁目でラインを引いておりますけれども、創成川公園も含めて公園の全部を区域に入れるほうがいいというご意見でした。中島公園の手前まで区域を拡大する案にしているのです、どうせなら中島公園も入れてはどうかというご意見もありました。都心部の話ですので、都心部以外の公園の話は今回は対象外とさせていただきます。

また、札幌全体が禁煙でもよいのではないかというお話もありましたけれども、これはいろいろと課題があるかと思えますので、一旦、今回は都心部の話ということで、大きくは我々がご提案した拡大案について賛成のご意見をいただけたということで受け止めております。

次に、2点目の加熱式たばこについてですけれども、紙巻きたばこと比べた場合に有害物質に関しては量が少ないという知見はありますが、完全に安全なものではないということで、規制をするという方向に関してもおおむね賛成というご意見をいただけたと思っております。

また、電子たばこの線引きなど、いろいろと難しい部分がありますので、取締りの仕方も含めて検討が必要というお話がありました。そういった観点がありますので、吸う人も吸わない人もきちんとルールを理解できるように丁寧に周知をするべきというお話でした。規制のレベルの問題ですけれども、紙巻きたばこを過料の対象として加熱式は注意だけというやり方もあるのではないかとのお話もあつたと思えます。

3点目の巡回指導、啓発、喫煙所についてです。

まず、喫煙所については、エリアを拡大する以上は吸う場所をきちんと確保して規制の実効性を確保できるようにするべきというお話、また、喫煙所のコストについては、設置や維持管理のトータルで見るときにどう考えていくのか、きちんと検討すべきというお話でした。たばこ税の活用の話もありましたし、宿泊税は、旅行者はたばこを吸う方だけではないということで、宿泊税の活用についてもご意見があつたかと思えます。

ちなみに、来年度の予算要求で宿泊税の活用について要求をしているところなのですけれども、まだ喫煙所の整備の話は入っておらず、周知啓発や巡回体制を強化するために活用するという案を出しております。

また、規制や取締りをどんどん強化して縛りの多い社会ではなくて、マナーを守れるような方向に持っていくべき、それが理想であるというお話があつたと思えます。

喫煙所に戻りますけれども、観光都市にふさわしいもの、案内に関しても、観光客向けに多言語化をするのではなく、シンプルなピクトグラムを活用した分かりやすいもの、景観にも配慮したものを用意すべきであるというお話だったかと思えます。

漏れているものがありましたら申し訳ありませんが、いただいた意見の概要は今お話ししたような内容だったかと思っております。

○古元座長 今まとめていただきました三つの論点について、委員の皆様、お聞きになられて、認識が違う点や気になる点がありましたらご発言いただけますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○古元座長 本日も活発なご議論をいただきまして、本検討会が当初より目的としておりました都心部の総合的な喫煙対策について、皆様と検討会での議論を行うことができたと考えておりますが、皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○古元座長 それでは、今後の流れについて事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 今後の進め方についてご説明いたします。

まず、喫煙制限区域の拡大についてですが、札幌市ポイ捨て等防止条例の規定で、区域を広げるとした場合、関係する地域住民の方や関係する団体、エリアマネジメントをしている会社などに意見を聞かなければならないという規定になっております。

今回お示した区域の拡大案は、すすきの観光協会をはじめ、まだ一部の方にしか意見を聞いておりませんので、今後、町内会の方やほかの団体の方にも意見を伺って整理を進めていきたいと考えております。

また、喫煙所の整備に関しましても、今回の案では具体的な場所についてはご提示していません。どこに設置するのがルールの実効性を担保するために必要になってきますので、そこに関しましては、市有地であれば市の内部の調整が必要になりますし、民有地であれば地権者の方々の調整が出てきますので、そこにつきましても調整をこれから進めまして、具体的な案をまとめたいと考えております。

先ほどの区域の調整と喫煙所の設置場所につきまして、最終的なものが案としてまとまった段階でこの検討会を開催させていただきます、そこでご提示をできればと考えております。その上でご意見をいただき、最終形態にしていくことを考えております。

そういった状況ですので、次回開催時期に関してはまだ具体的にはお伝えできないのです

けれども、調整の時間を取らせていただいた上で、来年度にはなってしまいますが、3回目の会議を開催させていただきたいと考えております。

○古元座長 以上で本日の議題は終了となりますが、改めまして、最後のご説明を含めてご質問やご意見等はございませんか。

○國枝委員 この次に喫煙所の話が出てくるのだと思うのですが、実際にどれぐらいの範囲で幾つくらいというのは判断が難しいと思います。例えば、ほかの政令指定都市だったらどの程度でどれぐらいの数という具体的なものがあれば今度教えていただきたいと思います。

○事務局（藤本事業廃棄物課長）今の段階で具体的に設置する数についてははっきりとはお答えできないのですが、お話の中でもありましたとおり、たばこによる健康への影響を考えたときに、喫煙所をどんどん設置していくことは、たばこを吸っていいですよ、どんどん吸ってくださいというメッセージにもなりかねませんので、たくさん整備すればいいというものでもないと思っております。

また、設置できる場所の調整がなかなか難しいところがありますので、諸々の要素を含めた上で数も含めて調整をしていきたいと考えております。

○古元座長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

3. 閉 会

○古元座長 それでは、本日も活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。以上で、第2回札幌市都心部の喫煙対策に関する検討会を終了させていただきます。

以 上